

## 静岡県告示第91号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類(通称名2-FPM)	平成29年2月25日
N-(1-アダマンチル)-1-[ (テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 1)	平成29年2月25日
N-(2-アダマンチル)-1-[ (テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2)	平成29年2月25日

### 2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。